

## 仕 様 書

- 1 工事件名：北熊本(R3)55号建物エレベーター部品取替
- 2 工事場所：熊本市北区八景水谷2丁目17-1 陸上自衛隊北熊本駐屯地
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和4年3月31日(木)
- 4 工事概要

落雷により、秤装置が破損しているため、安全に稼働可能な状態にするために部品取替を行うもの。

## 5 工事内容等

- (1) 工事内容は以下のとおりとする。

- ア 部品取替
- イ 試運転調整

- (2) 既設エレベーターの仕様は下記のとおりとする。

名称	メーカー	積載量	速度
荷物用5tエレベーター	中央エレベーター	5000kg	30m/分

- (3) 取替部品の細部は下記のとおりとする。

取替部品	規格	数量
ロードセル	CLB-6-YE-1	1式
ロードセルアンプ	TM-123-YE3	1式
ヒッチプレート		1式
光電管	GT10	1式

## 6 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(以下、「標仕」という。)」 「公共建築改修工事標準仕様書(以下、「改修標仕」という。)」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[ 施工計画書(施工の具体的な計画を定めたもの)・施工図・工事工程表 ]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム(プリント可)に整理のうえ1部提出すること。

- (6) 工事实施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事实施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事实施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 工事に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (10) 駐屯地の出入門時間は、8時30分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (11) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、飛散防止処置後、所定の位置（場内運搬距離約0.5km）に搬入・集積すること。
- (12) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (13) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (14) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (15) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

## 7 特記事項

- (1) 部品取替修理の結果、今回の修理内容以外の事由により正常な運転が困難である事が発覚した際には、軽微なものについては請負者負担にて補修を実施するものとし、その他については、その内容を報告書にて監督官に報告するものとする。
- (2) 試運転については、監督官立会いのもと実施するものとし、正常に稼働している事を確認するものとする。

## 8 提出書類

### (1) 種類・部数

ア 工程表	1部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ 着工届	1部（着工当日）
エ 竣工届	1部（完了当日）
オ 工事打合簿、工事日誌	1部（その都度）
カ 材料検査簿	1部（材料搬入時）
キ 作業写真	1部（工事完了後すみやかに）
ク 工事内訳明細書	1部（契約後すみやかに）
ケ 発生材引渡書	1部（必要時のみ、引渡時）
コ 施工体制台帳の写し	1部（工事施工前及び変更時）

- サ 各種報告書、試験成績書等 1部（工事完了後すみやかに）
  - シ その他指示された書類（その都度）
- (2) 提出方法
- 提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。